無情沖電気は指名解雇を撤回せよ

沖電気の不当解雇を撤回させる会

沖電気の不当解雇と闘う労働者に

イタリア機械金属労連（ＦＬＭ＝組合員百十万人）

ブーノ・サチェルドーチ書記局員

私はＦＬＭ書記局の名において、解雇の脅威にさらされている日本の労働者、とくに沖電気の労働者にたいして、イタリア労働者の断固とした全面的な連帯の気持を伝えたいと思います。

イタリアでは一九六六年に「個別解雇にかんする協定」がつくられ、いかなる企業も正当な理由や根拠がないかぎり指名解雇は許されません。この正当な理由にしても、例えば、工場内で盗みを働いたとか、就業規則に反する行為など、きわめて特定な場合に限られ、これに該当する場合でも、すぐには解雇できず、労働組合代表と企業側代表とで構成される調停委員会によって、その解雇が正当であるかどうかの判断が下されるのを待たなければなりません。

また大量解雇にかんしては、いかなる場合も労働組合の合意を得る手続きをふまずにこれを実施することはできず、一般的に労組側は大量解雇の要求をつねに拒否しています。

私は、日本の合理化反対闘争の先頭に立って闘う沖電気の労働者をはじめ、不況下で「合理化」の攻撃にさらされている各国の労働者は、国際的な連帯で共に闘かうよう訴えます。

（談話要旨）

目　次

闘いのあらまし …… 5
首切り「合理化」は「大合理化」の突破口 …… 8
　その不当性と危険性
闘いの経過 ……10
　まえぶれ
　新しい形の〝希望退職〟の強要
　無情非情の退職強要
　労働組合の闘いと会社側からの切り崩し
　指名解雇通告でる
　ストライキ権の再投票
　臨時大会で指名解雇を認める
　社会的反響広がる
「不当解雇を撤回させる会」を結成 ……30
闘いの発展のために ……36

◎イタリアから連帯のあいさつ
　沖電気の不当解雇と闘う労働者に
◎不当解雇を撤回させる会からのよびかけ
　全国の仲間のみなさんへ
◎労組臨時大会の発言から
　婦人の権利を守ろう　梅沢規子
　創意工夫で職場からの闘いを　米田徳治
◎闘争日誌
◎沖電気不当解雇撤回の歌
　こぶしの防波堤
　決意はかたく

○二人の犠牲者
○病気療養中の労働者からの手紙
○やめていった人の分までがんばります　板垣てつ子
○裏切されたら来い　屋代　真
○必ず職場に戻ります　大塚喜久枝
　市川美佐子
○沖労組第25回臨時大会議案抜粋
○職場を去る日　長井　明
○私も闘う　伊藤　善正
○「撤回させる会」会員名簿

全国の仲間のみなさんへ

全国の働く仲間のみなさん。

沖電気工業は、脅迫まがいの退職強要で全従業員の約一割弱、千五百人に「希望退職」を強要し、さらに三百人に「指名解雇」を通告してきました。

師走を前にした寒空に一片の「通告書」で労働者を放り出した沖電気の仕打ちに、私たちは心の底からの怒りをおさえることができません。

みなさん。

会社は解雇の理由に「経営危機を避けるため」などといっていますが、これはまったく根拠のないものです。沖電気は、この二十年間に資産を二十七倍、売上高を二十一倍にふやし、内部留保（かくし利益）も二百八十七億円。株主への配当も三年間で、約三十四億円（年六分）という大盤ふるまい。おまけに三年後には、四十億円の史上最高の純利益をもくろんでおり、「指名解雇」強行のうらで、ひそかに来春の大卒者を募集しています。

こんな不当なことがまかり通るなら、労働組合の存在は無視され、労働者はいつでも自由に解雇され、第二次、第三次の「合理化」が意のままに強行されるでしょう。

「三井三池以来」といわれるこんどの沖電気の指名解雇攻撃を許せば、これが全国に波及することは明らかです。

私たちは全国のみなさんと連帯してたたかえば必ず勝利の展望がひらけると確信しています。

みなさんの物心両面のご支援と連帯のたたかいを心から訴えます。

闘いのあらまし

一九七八年十月十一日、沖電気は労働組合におおよそ次のような首切りを柱にした「合理化」提案をしてきました。

㈠十月三十日までに従業員の一割強にあたる一五〇〇名の希望退職を行なう。希望退職者が予定数に達しない場合は指名解雇する（一五〇〇名については後で一三五〇名に減らした）。

㈡品川事業所（沖の主力工場で従業員数二四〇〇名）を昭和五十五年末までに閉鎖する。

㈢年末一時金は支給しない。土曜休日の一部を返上する。定期代は一ケ月千円まで自己負担とする。（今までは全額会社負担）。住宅補助金を廃止する（これまでは世帯主月千円、独身者五百円）。その他一連の労働条件の切り下げ。

前期決算の経常利益で五億円の赤字を出したことを理由にして（総合収益では黒字！）こんなひどい提案をしてくるとは、およそ常識では考えられないことでした。

当然のこととして労働者と労働組合は反撃に立ち上がり、十波にわたるストライキを闘いました。しかし、会社側はその巨大な組織力にものをいわせ、終始労働組合を無視し、高圧的に労働者を分断して、三十日正午までに、千名を超す労働者を退職に追い込んだのです。翌三十一日には当初の方針どおり約三百名に「指名解雇」を通告してきました。

この「通告書」は十一月六日までに退職の意志表示を行なえば希望退職扱いにするという〝執行猶余付〟のものでした。しつこい退職強要にも屈せず闘い抜いてきた労働者も、目の前に「解雇通告書」を突きつけられ、追い打ちをかける会社側の〝肩たたき〟にあい、二百名を

超す仲間が泣く泣く退職届に判を押しました。

労働組合は「指名解雇撤回のためのストライキ権」を否決されたという理由で、退職条件の引き上げや土曜休日の一部返上の撤回をかちとったものの、遂に指名解雇を撤回させることができませんでした。労組中闘は十一月十七日「反合理化闘争」の終結を宣言しました。

最後まで「指名解雇」を認めず闘ってきた約八十名は十一月二十一日会社側の職制を動員した物々しいピケットに入門を阻止されました。今、連日の就労闘争を行ないながら、会社側に不当な解雇を撤回させるよう闘っています。

十一月二十一日私たち六十四名は港区の機械工具会館に集まり「沖電気の不当解雇を撤回させる会」を結成し、最後の勝利の日まで闘いぬくことを誓い合いました。

こうして「好況業種の中におきた大量の指名解雇」「死語とまでいわれた指名解雇の復活」と労働界やマスコミの大きな注目をあつめた〝沖電気の指名解雇〟と闘う大争議団が結成されたのです。

沖電気とはこんな会社です

沖電気は創業以来百年近くになる古い歴史を持つ会社で、戦前から電話機や無線機を製造してきました。その後コンピューター産業にも進出し、最近ではファックスなどもつくっています。日本電気や富士通などと共に、通信の三大メーカーの一つといわれています。資本金は一六七億円、年間売上高は約一三〇〇億円の大企業です。資本系列は富士、安田で、電電公社をはじめ官公庁の需要が多く、輸出にも力を入れています。

労働組合は沖電気工業労働組合に一本化されており、上部団体は電機労連です。

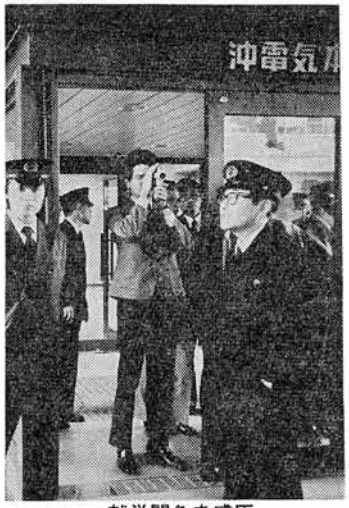

就労闘争を威圧

区分 / 事業場	事業種目	従業員数
電子通信事業部（品川）	交換機及び無線・伝送機	2,469
電子通信事業部（本庄）	交換機・電話機	1,839
制御事業部（芝浦）	測機・制御機	1,004
データ処理事業部（高崎・富岡）	電子事務機	2,813
電子デバイス事業部（八王子・秩父）	電子部品	1,439
開発本部（八王子・芝浦）	総合基礎研究	216
本支店他	管理業務及び販売業務等	4,421
計		14,201

（53.3.末現在）

首切り「合理化」は大「合理化」の突破口

その不当性と危険性

三年後には史上最高の収益を狙う

会社の労働組合への「申し入れ書」には、首切りを行なうことによって「沖百年に当る昭和五十六年には売上高一七〇〇億円以上、売上利益　五％以上の達成を確信する」などと書いています。今回の首切りが、差し迫った経営危機から行なわれたものでなく、三年後の史上最高の利益を確保するための「体質強化」を狙いとしたものであることは明らかです。その達成のために、一三五〇名は、いわば〝見せしめ〟として首を切られたのです。

配転・出向・移籍を自由自在に

会社の「合理化」策には、品川事業所に働らく二四〇〇人もの労働者を芝浦、八王子、本庄（埼玉県）、高崎、富岡（群馬県）その他下請関連に大移動を行なう計画も同時にでています。有無をいわさずにこれらを自由自在に行ない、職場を無権利状態にしようという意図がありありと見えています。

好況業種での首切り

沖電気は、造船などの構造不況業種ではなく今後の成長を約束されているエレクトロニクス産業の中にあります。又、電電公社を最大の顧客にしている公共的な性格を持つ通信機メーカーでもあります。このような会社が簡単に首切

りをすることが許されれば、社会に及ぼす影響が大きく全国に波及する恐れがあります。

指名解雇の復活

「三井三池」の闘い以来、死語と化したといわれる「指名解雇」を、しかも三百名という大量の労働者に通告してきました。今、独占大企業がその社会的責任を放棄して〝減量経営〟競争にあけくれていますが、彼らがのどから手がでるように欲しがっている「指名解雇」を簡単に許すことになれば、首切り、人べらしは思いのままに行なわれることになります。

これでは今まで営々と築いてきた日本の労働運動の成果が、一挙に突き崩されることになります。

〝影〟に富士銀行と電電公社

十一月四日付日刊工業新聞は次のような報道をしています。「沖電気と同社のメーンバンクである富士銀行は、沖電気の経営再建のため通信機器の最大口ユーザーである電電公社に対し全面的なバックアップを要請、公社は超LSIの技術供与と超LSI素子の発注契約を結んだ」。沖電気の首切りが富士銀行の全面バックアップを受け、電電公社の了解のもとにやられたことは明らかです。

裏で秘かに新卒採用を行なう

十一月十二日付「赤旗」で、「三百人の指名解雇を強行しようとしている沖電気が、一方で極秘に来春の大卒者をかなりの規模で募り、すでに四十人近くの新規採用者が内定していることがわかりました。」ということが暴露されました。沖電気の首切りがいかに〝理由なき首切り〟であるかを典型的に示しています。

闘いの経過

まえぶれ

日本経済全般がオイルショック以降の低成長時代に入ると、ほとんどの企業は先を争って減量経営をとなえ人べらしに躍起になりました。沖電気もご多分にもれず出向、移籍、採用人員の手びかえ、パートタイマーの解雇等で人べらしをはかり、一九七八年の三月時点でみると、さかのぼる四年間に正規従業員だけで、一八〇〇人以上も人べらしをしています。（注）

この人べらしは一九七七年からピッチをあげ、出向を促進するために関連企業では、実質的に停年を下げて高年労働者を押し出し、沖電気からの出向者を受け入れました（いわゆる玉つき人べらし）。

一九七八年に入ると、更にエスカレートして非組合員の労働者を中心に関連企業以外への出向、あるいは移籍という就職あっせん付解雇が進められました。ついには就職あっせんもない一方的な首切りのケースも出てきました。これは四月に十七名の非組合員が切られたと見られます。こうして一九七八年春には約百名の非組合員労働者が整理され、パートタイマーはゼロ、臨時の労働者も高年齢のため会社が正規にしない等、特別の事情のある数十人が残るだけになってきました。

その中で、社長室が中心に人員整理案をまとめているという噂が流れ、各所で企業危機宣伝が活発になってきました。

（注）一九七四年九月末　一六〇四七人
一九七八年三月末　一四二〇一人

新しい形の〝希望退職〟の強要

沖電気の首切り「合理化」は、これまでいろいろな企業で行なわれたやり方を一歩進めて、より強引に、より非人間的な方法で行なわれました。

異例のスピード　十月十一日に労組に提案し三十日には締切り、予定数に達しない分については翌三十一日に指名解雇するという異例のスピードと冷酷さでした。

一貫した労組無視　先ず新聞紙上に出所不明の形で流し、それから一週間後に労働組合に提示してきました。その後も一貫して労組との話し合いのテーブルにつかず無視し続けました。

希望退職か指名解雇か　会社はあらかじめ退職させる人の名簿をつくり、その名簿にのってしまえば、希望退職に応ずるか指名解雇されるかしか選択の道はないというファッショ的なやり方を押しつけてきました。

活動家を排除　今後の合理化の邪魔になる活動家を排除するため「希望退職に応じなければ指名解雇」という方式をとってきました。

青年層を狙い打ち　遅刻・欠勤などを理由に青年層を狙い打ちにしてきました。ショック療法によって青年層を威圧しようという意図でした。

非人道的なやり方　病気療養中の労働者や共働き夫婦を二人とも首切るなど、手段を選ばず、

非道なやり方に徹し、〝温情主義〟の一掃をはかろうとしてきました。

職制層を総動員　闘争の初期の段階から職制を動員し、労働組合との闘いの前面に立たせてきました。これは、これからの大「合理化」をすすめるにあって、職制が先頭にたつ事を示すためでもあり、同時に彼らの〝訓練〟のためでした。

希望退職募集要綱

沖電気工業株式会社

沖電気工業株式会社は「会社経営合理化要綱」に基づき、下記により希望退職者の募集を行ないます。

―― 記 ――

募集人員　約 1,500名

募集対象者　正規従業員全員を募集対象とします。

募集期間　本日より募集を開始し、昭和53年10月30日迄予定としては切ります。

応募方法　別紙「応募届」に必要事項をお入れし、捺印の上所属上長に提出して下さい。

認定する応募者　会社は次の各項のいずれかに該当する人の応募を特に認めます。

1、勤務成績不良の人

2、勤務状況に問題のある人

例えば―― ① 欠勤、遅刻、早退の多い人

② 職務遂行や能力面で十分な業務遂行が出来ない人

③ 勤務態度に欠ける人

④ 懲戒処分及びそれに準ずる処分を受けた人

3、会社の諸指導に対し、協力度合の少ない人

例えば―― ① 業務上の指示、命令に従わない人

② 上司、同僚との協調性に欠け職場の人間関係の障害となる人

③ 職場秩序を乱す人

④ 会社諸指導に対し非協力的な態度をとる人

4、退職しても、生活基盤を比較的確保しやすい人

例えば―― ① 資産があり、当面の生活に困らない人

② 共働き等により配偶者に相当の収入のある人（同一生計を営む人が2人以上当社に勤務している場合もふくむ）

③ 自家営業等により、給与以外に相当の収入のある人

④ 既に子供が成人し、家計負担が少ない人

5、今後の厳しい会社経営に対する貢献のできない人

例えば―― 病気休職、転居を伴う配置転換に応じ出来ない人

6、その他、前各項に準じ会社に貢献する度合の少ない人

退職日　昭和53年10月31日付とします。

希望退職に応募した方は、業務引継が完了後、退職日までの間は出社されなくても結構です。

なお、この間の給与は支払い致します。

無情非情の退職強要

〝肩たたき〟退職強要は、会社が一方的につくった六項目にわたる退職勧奨基準に基づいてリストアップした労働者を個別に会議室へ呼び出し、密室で行なわれました。

指名解雇で脅迫　「やめるのか！　やめないなら指名解雇だ！」こんな脅迫が毎日続きました。「指名解雇になれば再就職ができなくなる」と労働者を犯罪人であるかのように扱いました。

連日呼び出せ　「〇〇君、ちょっと会議室に来てくれ」「希望退職の話しでしょう。断わります」「業務命令だ！」

今日はいつ呼び出されるかと不安にかられ、仕事にも手がつかず、精神的に疲労して遂に応じた人も少くありません。

人格を傷つけろ　「君は足が悪いから一人前の仕事はできないだろう」「君は能力がない。沖電気では使いものにならない」

こんな上司とはこれ以上顔も合わせたくないと絶望してやめた人も多く出ました。組合員でもある下級職制まで動員して一緒に退職を強要した例もあります。

弱いところを突け　「君の体ではこれからの厳しい仕事に耐えられない」といわれてやめていった病気療養中の人、「あんたがやめなければダンナをやる！」と泣く泣く判を押した既婚婦人、「指名解雇になったら娘の将来に傷がつく」といわれて親が呼び出された例もあります。何年か前に病気で休んだことを理由に「病欠も欠勤と同じだ」といわれた例も多くありました。

指名解雇のためのアリバイづくり　革新政党員などで特に欠点もない人や意志が固く退職に応じそうにない人には「私用電話が多い」「離席が多い」「君と一緒に仕事をしたくない、という人がいる」「成績査定が悪い」「上司のいうことをきかない」など理由にならない理由をつけて二～三回呼び出す程度で終った例も少なからずありました。

最初から指名解雇をしようという意図が明らかでした。

二人の犠牲者

本庄事業所の茂木行男さん（四八）は十月二十六日、付近の山林で首をつって自殺しているのを発見されました。当時の朝日新聞は次のように報道しています。「茂木さんは以前から胃病に悩み、さらに最近は沖電気工業が従業員の約一割の希望退職募集の方針を打ち出し、自分も整理されるのではないか、と心配していた、という」

「仕事がのろい」「ミスが多い」「あなたにはもうまかせられない」などといやがらせをされ、泣く泣く希望退職させられていった芝浦事業所の橋本孝久さん（五一）は十一月二十日（退職日）突然他界されました。

それまで誠実に働いてきただけに、職制のいやがらせがよほどこたえたようでした。涙をためてうつむいているこの人を職場の人は目にしています。

告別式に列席した会社側は、弔辞の中で「信望厚い人」などといっていました。あまりのしらじらしさに列席した労働者は、怒りに身をふるわせていました。

職場の闘いを聞き
勇気づけられました

病気療養中の労働者からの手紙

皆さんお元気ですか。私もなんとか早く元気になり、職場に戻りたいと毎日毎日、病院の先生の指導に従い療養にはげんでおります。

ところで、さる十月十九日の三時頃A部門長とI課長が来られました。A部門長が来てくれた事は今までになかったので恐縮し、うれしく思いました。ところがI課長は「会社の現状は非常に悪い。ゼンソクは非常になおりにくく、来年三月休職期限までの復職はむずかしいだろうからこの機会にやめれば条件その他が有利になる」と、「希望退職募集要綱並びに退職届」を渡され「よく考えてほしい」と言われました。

私は「田舎の両親にも相談しなければ」と即答しませんでした。翌日T支部委員より電話を受けまた職場の先輩も私をはげましてくれました。

それで皆さんが職場で団結して闘っていることを知り、私自身勇気づけられ、皆さんと一緒にたたかっていきたいと思います。（K）

やめていった人の分までがんばります

芝浦　板垣てつ子

ローンの返済と母親や子供の扶養のために「希望退職には応じられない、最後までがんばろう」と家族会議まで開いて決めたのに……

「あんたがやめなければ、ダンナをやる」といわれ、泣く泣くやめていった婦人。

一年中二十度の温度の職場で働いてきたために指の関節炎をおこし、この十月に手術をしたばかりの女性もやめさせられました。

「今やめても再就職の道はない、指名解雇されてもやめない」と誓い合ったのに、彼女のアパートに職制が毎日電話したり、係長や主任までがのりこんで責めたてたのです。そして彼女はこういわざるを得なかった。

「私の手はごらんのとおりで字も書けません。そこまでしてやめさせたいのならば、あなた方の好きなようにして下さい」。その次に来た時には退職金をおいて、逃げるように帰って行きました。

私は、この二人に「私たちの分までがんばって下さい」といわれました。そして私は「あなた方の分までがんばる」と誓ったのです。

労働組合の闘いと会社側からの切り崩し

労働組合は首切りを含む「合理化」提案は、受けられないとして提案の白紙撤回を求めて闘かう方針を決めました。「白紙撤回のためのストライキ権」は高率（注）で確立され、闘いの火ぶたがきられました。ストライキは十月十七日から三十日までの間に十波にわたり行なわれました。これほどの長期・連続的なストライキは、ほとんどの組合員にとって初めての経験でした。しかし、この闘いは、中盤から会社側の露骨な切り崩しにあい、次第に崩されてゆくのです。

一斉職場集会　十月二十三日の第五波スト以降に中闘の指示で行なわれた一斉職場集会は、この闘いの重要なポイントを占めています。

この職場集会は、「これからの闘いのために一人一人が本音を出し合おう」という指導の下で行なわれたものです。会社側はこの集会で「条件闘争」を主張する人を組織してきました。また職闘的な意見を述べる人に圧力をかけ

ト権委譲を高率で達成しよう

〈ひとりは全員のために，全員はひとりのために〉

本5日，「合理化提案を出させないためのストライキ権委譲」の投票を実施する。

すでに，第24回定期大会において『雇用は絶対に守る』と決議し，これにそってとりくみをつづけてきている。いま，ここで，高率でスト権委譲を実現することは，これまでのとりくみ成果を具体的に示すと同時に，今後の闘いの展望を切りひらき，合理化提案をハネ返す第一歩となる。

合理化反対闘争は，傍観者を許さない。すべてが当事者だ。「私さえよければいい」という人がいれば，そこから闘いの後退がはじまる。「ひとりは全員のために，全員はひとりのために」が，合理化反対闘争の唯一の基本スローガンだ。

闘いの具体的な出発点となるスト権委譲投票をすべての仲間がおこない，これまでにない高率で達成しよう。

合理化をハネ返そう（沖労組門前ビラ）抜粋

るなどの工作も行なってきました。芝浦事業所では四つの職場から「ストをやめ、条件闘争へ切りかえろ」という決議文が出てくる状態でした。

労組指導部は条件闘争派を闘いに結集させることができませんでした。職場集会を重ねる毎に彼らの声は高まり、良識派は次第に沈黙させられました。

こうして、ストライキは統行されても、組合員の闘う意欲は急速に下向線をたどっていったのです。希望退職を迫られていた多くは、こうした職場のふん囲気の中で、展望を失ない、職場を去っていったのです。

こうした中で、八王子支部だけは全体として最後まで闘う姿勢を堅持し続けることができました。これは〝肩たたき〟を職場から阻止し反撃する活動を組合役員にだけ任せないで、一般組合員も参加して行ない、闘いのスタートから職場の団結をつくり上げてきたことによるものでありました。これは今後の闘いの貴重な教訓になる成果でした。

（注）
投票総数　一一、八〇六票
賛成　一〇、二二六票
反対　一、四二一票
白紙　一二〇票
無効　三九票
賛成率　八六・六％

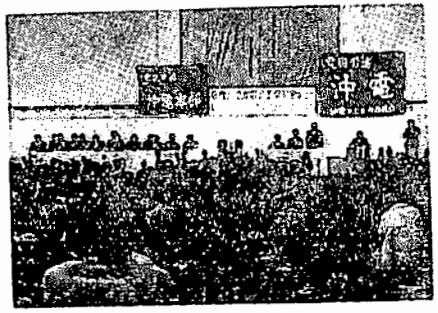

沖電気工業労働組合第25回臨時大会

指名解雇通告でる

十月三十一日の朝、退職強要に屈せず闘い抜いてきた労働者は、一斉に職制に呼び出され「解雇通告書」を突きつけられました。

同時に、内容証明郵便で「解雇通告書」と「希望退職申込書」が届けられました。一片の紙きれでクビを言いわたされた労働者の数は約三百人といわれています。

「解雇通告書」は十一月六日までに退職の意志表示をすれば希望退職扱いにするが、申し出がなかった場合は、このまま十一月二十日付で解雇するという内容のものでした。又、解雇の理由として「経営上やむを得ない理由で剰員が生じた場合」（就業規則第七十四条第七項）を適用してきました。

資本とはこんなにも非情なものか！　彼らには人間の尊厳とか生きる権利といった言葉はないすでに印刷中し上げた通り、当社は

記

一、宅正男殿

貴方人

通告書

貴方は、合理化を実施するのやむなきに至り、当社に対し正式に通告ノ通ノ十二月十日付で希望退職者の募集を行ない、十三年十月末日を期限として、貴殿に対し、下記の通告書を発送致します。

貴殿は、この通告書を受領後、十日以内に右期限までに、下記の通告書に対する意思表示をすれば、希望退職扱いにするが、申し出がなかった場合は、このまま十一月二十日付で解雇するという内容のものでした。又、解雇の理由として「経営上やむを得ない理由で剰員が生じた場合」（就業規則第七十四条第七項）を適用してきました。

資本とはこんなにも非情なものか！　彼らには人間の尊厳とか生きる権利といった言葉はない

のだろうか。

◎松本藤司さん（三三）と和子さん（三二）夫婦には、十一月一日二通の通告書が届きました。二人とも、これまで職場で労働者の生活や権利を守るためがんばってきました。こうした活動をきらって、会社はこれまでも賃金差別でいやがらせをしてきましたが、こんどは一挙に首をきってきたのです。

寮出されたら来い

品川　屋代　真

きのうまで働いてきた愛着のある会社なのにいったいなぜ……。残業だって月百時間以上やってきた。出張も職場で一番多かった。同僚だってなぜ僕が首を切られねばならんのか信じられないというんだ。

陰ながら応援してくれる一人はこういってくれた。「がんばれよな。いいか、食えなくなったらこいよ。飯の一ぱいぐらいはくわすからな。寮を追い出されたらおれんところへこい。そこから会社へ抗議にいけよ」ってね。うれしくて涙が出そうになったんだ。

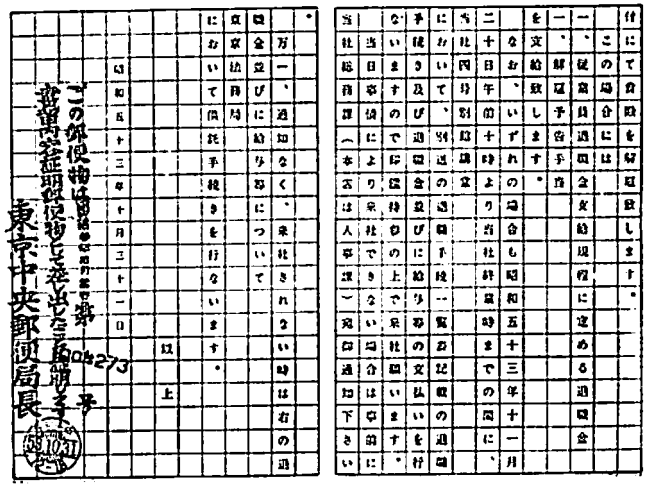

付にて資職を解雇致します。

この場合には、一、従業員退職金支給規程に定める退職金

一、解雇予告手当を支給致します。

なお、いずれの場合も昭和五十三年十月二十一日以前の退職者に対し四月分別途通知の通り及び、別途通知の通り賃金並びに給与等について過なく、未払きれない時は右の通

二十日午前十時より当社掲示場に於て、一覧書面を以て予備通知致します。

当社は当日寮手当を支給致します。

当社総務部へ本人より直接手渡しの通知書を持参の上、人事課で所定の上、給与の書面を以て弘報部の通知書を持参すること。

なお、当日寮手当の支給は、当社の文書弘報部の通知書を持参すること。

この郵便物は郵送料金不足のため差出人に返還します。
東京中央郵便局長

◎東田熙子さん（二九）は子会社に出向していましたが、当日、沖電気への復職辞令をもらいその直後、解雇を通告されました。家に帰り夫の稔さん（三二）に相談しようとしたところ、夫にも解雇通告書が渡されていました。熙子さんのお腹には三人目の赤ちゃんがいます。

◎相原幸雄さん（二六）勝美さん（二二）も深刻です。二人は一年前に職場で結ばれ、来年四月には出産を控えています。夫婦同時に解雇通告を受けました。

「二人あわせて手取り約十五万円。共働きでもぎりぎりの生活なのに、二人いっしょに首を切るなんて……会社は人間をなんと思っているのか」

◎労働組合の執行委員を何期かつとめ、婦人の地位向上のため努力してきた梅沢規子さん（四三）も解雇通告を受けました。少ない給料で七十五才になる母親を扶養していることを会社は百も承知してやってきたのです。

◎品川事業所の柳沼さんは、これまで一度も退職勧奨も受けてきませんでしたが、突然解雇通告書だけ飛び込んできました。

必ず職場にもどります

品川　大塚喜久枝
市川美佐子

十一月六日、課長が仕事をしている私たちのところへ来て「あしたからは会社に来なくてよい！」と大声でいい、よく聞けとばかり腕を押さえるような暴力まがいの行為をしました。このことが翌日、共産党の職場新聞でみんなに知らされました。朝、出社まもなく、課長のところへ呼び出されました。「共産党はウソをついている、暴力はふるっていない」と大声でわめきちらしました。こんな毎日ですから「職場にいるのが耐えられない。命が縮まる」といって退職していった人が少なくありません。

でも、私たちはこの闘いに勝って、再びこの職場に戻ろうと決意しています。戻って必ず明るい職場につくり変えたいからです。

ストライキ権の再投票

指名解雇が通告された日の翌十一月一日、労組中闘はスト権再投票実施を決めました。

スト権再投票の指示内容　指名解雇撤回の闘いをするには、これまで以上の長期的・連続的なストライキを闘う以外にない。そのためには、再度組合員の意志を確認する心要がある。また今までのスト権は「提案を出させないためのスト権」であったが、この権限は指名解雇がでてしまった現在の段階では有効ではない。

◎この二回目のスト権投票は、これまで十波にわたるストライキを行なったにもかかわらず、結果的には何んら成果をあげることができず逆に千名を超す「希望退職」者を出してしまった状況の中で行なわれました。

労働者の中には敗北感とえん戦気分が広がっていました。

◎このような労働者の気分と中闘の長期的・連続的なスト方針との間には大きなギャップが生じていました。

◎会社側はこのギャップを突いてきました。第一回目のスト権投票の際は何んらの干渉をも行なわなかったのに、今回の投票には猛然と干渉してきました。直接労働者を会議室へ呼び出して「投票には×をつけろ」と指示したり、下級職制をつかっての「×工作」がさかんに行なわれました。

スト権投票の結果は、大方の予想どおり、大差で不成立（注）となりました。それでも三千名に近い労働者が、監視の目をハネ退けて労働者としての信義を守り抜いたことは、これからの闘いに明るい展望を与えるものでした。

（注）スト権投票の結果

総投票数	一一、二八二
有効投票	一一、二五五
賛成	二、八六六
反対	八、一四二
白紙無効	二七四
	賛成率二五・四％

臨時大会で指名解雇を認める

労組中闘はスト権再投票の結果を受けて、同日中闘会議を開くとともに、指名解雇容認の方向を打ち出し、臨時大会開催を指示しました。「三井三池」以来といわれる沖電気の大量指名解雇を労組中闘が早々と容認する方向を決定したことは、各方面に大きな衝撃を与えました。NHKは全国ニュースでこれを報道しました。

中闘方針を討議した職場集会では〝なぜスト

沖労組第二五回臨時大会議案（抜粋）

一九七八年十一月十三日
沖電気工業労働組合中央闘争委員会

一　合理化闘争方針の変更に関する件

われわれは、今日の経営悪化および雇用不安を予期し、会社側に対し前向きな積極策による雇用安定と労働条件の確保を実現するため、積極的に経営批判と提言を行なってきた。

同時に、組合として組織の強化をはかり、一層の団結を訴え、今夏の第二四回定期大会では、首切りをともなう合理化はストライキでハネ返すと決定。十月三日の新聞報道によって会社側が首切りを含む合理化を企図していることが明らかとなった時点から、大会方針にそって合理化阻止闘争に突入した。

われわれは、以来、十波賃金カット対象時間が三八時間におよぶ実力行使を中心に、果敢に闘いを進めてきたが、会社側の態度変更を引き出すに至らず、会社は十月三十一日、指名解雇通

極の不成立がただちに指名解雇を認めることになるのか〃〃ストライキを打たなくても闘えるのではないか〃〃最後まで労組中闘の指示を忠実に守って闘ってきた人を、ここで突き放すのは、信義に反するのではないか〃等々疑問や不満が続出しました。

八王子支部では中闘方針を全面的に否定する修正案が可決され、大会に提出されました。十一月十三日、臨時大会は品川事業所の体育館で開催されました。八王子支部や一部代議員からの積極的な発言はあったものの、中闘方針は圧倒的な多数（注）で支持されました。しかし、積極的に傍聴をかちとった解雇被通告者の発言は、大会代議員に大きな感銘を与えました。

反「合理化」闘争の「終結」

団交は十一月十七日まで続けられ、退職条件の一部引き上げや土曜休日の一部返上を撤回させることはできましたが、遂に指名解雇を撤回させるに至りませんでした。

知を強行してきた。

この時点で、指名解雇を白紙に戻すには、相当困難な闘いを覚悟しなければならず、組織を再度引き締め、態勢整備をはかる必要があった。このために実施したのが、スト極再投票である。だが、結果は次の通りであった。

投票総数一一、二八二票　有効投票数一一、二五五票　無効投票数二七票　賛成二、八六六票　反対八、一四二票　白紙二四七票

希望退職に応じた人は一、〇〇〇人を上回り組合の方針にそって、会社側の通告をはねのけて職場に踏みとどまっている人が各支部の情報を総合すると、九三人となっている。これら職場に踏みとどまっている人たちには、大変気の毒な開票結果ではあるが、全面撤回を基本とした『中闘態度』についての職場討議の末、示された組合員の意志がこの数字である。われわれとしては、残念ながら、これ以上首切り撤回のための闘いを組織し得ないと認めざるを得ない。

この闘いを収拾に導くための方策をここに提案する。

① 指名解雇を通告された人の退職条件を希

労組中闘は十七日二十時をもち、反合理化闘争の終結を宣言しました。

（注）大会代議員による投票結果

総投票数	二五一
中闘提案賛成	二一九
反対	二九
白紙	三

臨時大会で発言（中山森夫）

望退職に応じた人と同一にさせる。

さらに、新たに特別餞別金を今回の退職者全員に支給するよう要求する。

② 雇用保険の支給には期限があるため、その間、可能な限り就職あっせんを行なわせる。

③ 組合との事前協議を十分につくすことを前提として（協議の対象項目は本人の家庭事情、年令、子弟の教育条件、住居など）、機種の撤収を含めた業務の縮少による工場集約、すなわち品川工場の閉鎖については、やむをえない。

④ 合理化提案の中にある労働条件の切下げについては、撤回させるよう努力する。

⑤ このような状況に至った経営責任に関しては、非組合員が解雇されているが、これは〃トカゲのシッポ切り〃的行為であり、さらに重役、高級管理職の一部退陣を含め責任追及を行なっていく。

⑥ 以上の要求を達成するため、本臨時大会において、全権限の中闘への委譲を求める。

婦人の権利を守ろう

品川 梅沢 規子

大会代議員のみなさん、私は、余剰人員だからと、生活を根底から破壊する、今回の指名解雇の不当さに心から怒りをもやしています。

首切りには多くの婦人が対象になりました。婦人は賃金も安く、補助的な仕事しか与えられていませんが、それでも誇りをもって働らいてきています。「合理化」の時は真先に犠牲にされます。独身時代から働らき続け、結婚し、子供を産み育ててがんばってきた人たちです。

家庭生活も勤めにあわせて調整し、職場では生休、産休、育児時間など、労働条件の改善を要求し闘ってきた人たちです。

私の父も沖電気につとめていました。安い給料なので参考書もかってもらえなかったり、遠足にも行けなかったこともあります。

私は沖電気に働らく人たちの家族が少しでも豊かな生活をと、心から望んできました。それなのにこの仕打ちです。理由にしても納得が行きません。

解雇通告を受けた婦人のなかには、世帯主で扶養家族をもっている人もおり、共働きだから、既婚婦人だから、病欠で休んだから、などの理由があげられていますがおいそれと再就職の道などあろうはずがありません。

会社の都合だからといって簡単に人の首を切るなどということが許されてよいのでしょうか。

私は今まで肩たたきや指名解雇を自分だけの問題と考えがちでした。しかしこんなことを沖電気という大企業が行うことは、社会的問題として許せないことではないでしょうか。

代議員のみなさん、働く婦人の権利を守り、社会的地位を向上させるという、労働組合の当然の責任からいっても、今回の指名解雇を決して認めるようなことはないように、心から訴えます。

創意工夫で職場からの闘いを

八王子 米田 徳治

私は、八王子の闘いの経験を報告します。というのは、スト権の不成立によって、闘いがもう出来ないのではないか、という発言があったからです。私が所属している総合技術部は、総勢二〇〇数名いますが、会社の不当なやり方に抗議し組合の方針に基づいて一人の首切りも出さないということで闘ってきました。

具体的には、支部委員を先頭に全組合員が団結し、部課長と昼休みや定時後に何回も団交を重ね、病気療養中の仲間二人の肩たたきをやめさせ、解雇を出させず、また組合員の意向を上層部に具申させ、報告もやらせました。

団交の中で組合員の団結は増し、「やれば必ず撤回させることが出来る」と確信をもった訳です。これは一銭の金もかかっていない、ただみんなが定時後残るなどしてやったんです。八王子では一九名の仲間が解雇のおどしに屈せず頑張っています。

職場では仕事が山積しているし、職制も「何とか製品を作って出荷しなければ」といっている訳です。職場では人が足りないんです。一九名の仲間の首を切らなくても充分やっていけるんです。

他にいろいろ経験がありますが、団結して闘えば、会社の一つ一つの攻撃を打ちくずすことができると考えます。

職場の二名の解雇通告を受けた仲間は、理由が遅刻・欠勤問題とされています。職制追求の中で、「月一回でも遅刻すれば問題なんだ」ということが明らかにされました。私が調べたところでは、先週あたりからですが、毎日非組合員が遅刻しているんです。先週末は、事業部長と企画課長が一緒に遅刻し、ニヤニヤしながら来る、首を切る人が自から理由とした遅刻をしているんです。遅刻欠勤はとってつけた理由なんです。

更に、先程来云われた、来春の新卒採用（大卒）は四〇名にのぼるということです。会社の余剰人員という理由は全く不当なものなんです。

最後に、闘いについては、電機労連が全面的支援を決定する、社会的に大きな力をもつ五〇万の組織の支援を受け、職場でねばり強く闘うならば、必ずや展望がひらけることを訴えて発言を終ります。

社会的反響広がる

沖電気の「指名解雇」は、私たちの予想をはるかにこえて、大きな反響を呼んでいます。あっという間に激励やカンパが数百通も届きました。

名もつげずに三万円を置いて「がんばってくれ」といって帰った川口の労働者、奥さんと相談して一ケ月分の給料をカンパすることにしたといって送ってくれた茨城県鹿島の労働者など枚挙にいとまがありません。また、イタリア機械金属労連の幹部が「沖電気の労働者は日本の『合理化』反対闘争の先頭に立っている」と連帯を寄せてくれました。

これは、私たちの闘いが正義の闘いだからであり、全国の労働者の共通した要求を闘っているからだと確信しています。

本当の苦しい闘いはこれからです。私たちは大資本の攻撃の最前線で闘うものとして恥じない闘いをして必ず勝利する決意です。

職場を去る日

高崎　長井　明

〝肩たたき〟されてから三十日、この三十日はほんとうに長く、苦しい闘いの連続でした。十一月二十日、十六年間働きつづけてきたこの工場にも明日からは入れない。

「明日からは一緒に仕事をすることができないけど、きっとまた戻ってくる」

職場の同僚一人ひとりにていねいに〝お別れ〟をいってまわる。その時、一人が

〝長井さん、オレはなんにもしてやれなかった〟と目にいっぱい涙をためていた。

今日は、涙を見せず明るく去ってゆこう、と心に決めて来たのに……

トイレに入って泣いたら、涙があとからあとから出てきてとまらなかった。つらかった、だけど、うれしかった。

私も闘う

品川　伊藤　善正

私の職場は全部で十四人ですが、このうちの三人が今回の希望退職で辞めさせられました。いずれも、病気がちの人や五十才前後の人ばかりで、これからの再就職も大変だと思います。私は定年まであと一年余りで、金銭的なことだけ考えれば、ここで希望退職に応じた方がよかったと思います。しかしこんなことは社会的にもどうしても許せないし、長い労働運動の中で節を曲げたくない、という自分の率直な気持で、拒否してきました。

「あなたの年令からいって、何もそこまでやらなくても」とよく云われます。若い人たちががんばっている自分がその足をひっぱっては、と随分悩みましたが、皆んなが一緒にやってもらいたいといっているので、自分も決心して闘うことにしました。

「不当解雇を撤回させる会」を結成

指名解雇を受け、就労を拒否された七十八名中六十四名は、十一月二十一日港区の機械工具会館に集まり「沖電気の不当解雇を撤回させる会」を発足させました。

会の代表に選ばれた中山森夫は、力強く次のように決意を表明しました。

「本当のたたかいが、いまはじまりました。全国の労働者の経験と教訓に学びながらたたかいをすすめたいと思います。

大企業の攻勢は新局面を迎えています。私たちは、その最前線として恥じないたたかいをすすめてまいりたいと思います」

役員

代表　中山森夫　八王子支部代表　富樫直志
副代表　辻野正弘　高崎支部代表　長井明
〃　北村晴夫　本庄支部代表　笹井均
事務局長　中屋重勝
〃次長　松本謙司

「撤回させる会」会員名簿

氏名	年令	職場
タ 高江州 江美子	24	品川
高久 俊夫	26	芝浦
高橋 孝	26	〃
竹内 正	29	品川
辻野 正弘	37	芝浦
局 博光	27	八王子
富樫 直志	29	〃
ナ 長井 明	34	高崎
中野 弥	24	芝浦
中野 百合夫	28	〃
中村 光子	31	品川
中屋 重勝	34	〃
中山 森夫	37	本店
ハ 橋本 久雄	28	八王子
槍垣 国雄	22	本店
平井 盛博	29	品川
福本 正均	28	芝浦
藤原 要和	26	〃
船尾 和平	31	品川
マ 米田 恵	32	八王子
真喜志 晃	25	品川
松本 和子	32	〃
松本 誠司	33	〃
南 博	29	本庄
箕輪 進	22	高崎
宮部 代	29	本庄
ヤ 柳沼 君男	28	品川
八島 俊好	22	〃
屋代 崇真	23	〃
ワ 和田 正	34	芝浦
渡辺 秀雄	29	本店
輪千 泰三	25	芝浦

氏名	年令	職場
ア 相原 勝美	23	品川
相原 幸雄	26	〃
東田 照子	29	〃
東田 稔	32	〃
荒木 貞	27	〃
飯田 康男	29	〃
板垣 てつ子	28	芝浦
市川 美佐子	24	品川
伊藤 善正	58	〃
岩谷 築	25	芝浦
梅沢 規子	43	品川
大塚 喜久枝	21	〃
大橋 隆	29	〃
岡田 道春	27	高崎
折戸 光次	30	〃
カ 影山 政行	25	品川
鹿角 サダ子	27	八王子
加藤 貞子	25	品川
金子 郁人	28	〃
川口 義範	27	〃
北村 晴夫	32	〃
高屋 修	25	高崎
五味田 靖子	32	品川
サ 斉藤 和成	27	本店
斉藤 洋子	32	芝浦
笹井 均	30	本庄
笹島 常信	27	八王子
佐藤 一夫	32	品川
佐藤 辰美	26	〃
佐藤 正子	25	芝浦
佐藤 孝夫	25	品川
須田 正	27	八王子

闘争日誌

	会社側	労組側
一九七八年十月三日	「日経」に希望退職一、五〇〇名の募集と品川事業所閉鎖を骨子とする「体質強化策」を発表　一部職場で個別面談開始	会社に抗議　中労協開催を要求「闘う方針を確認」
四日		合理化提案を出させないためのスト権投票
十一日	中央労使協議会（中労協）で正式申し入れ　社長名による「従業員の皆様へ」を全員に配布　肩たたき始まる	スト権86.6％で確立　「組合員の首につながる提案は受け取れない」と突き返す
十二日	労組が受け取りを拒否したため「申	肩たたきに対する抗議行動を開始
十九日		終日スト
二十日		始業時から正午までスト
二十三日		終業前四Hスト
二十四日		午前十時から正午まで
二十五日		および終業前二Hのスト　一斉職場集会　中闘希望退職締切の延期を申し入れるも会社側に拒否される　終日スト　一斉職場集会

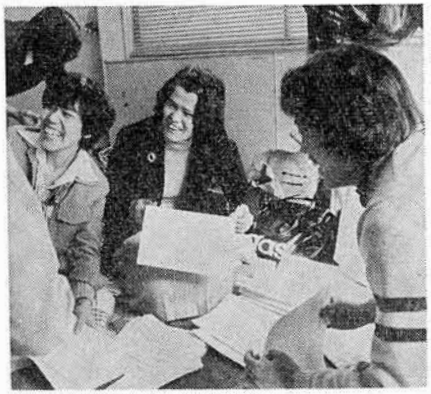

十四日　入書」のコピーを全員に配布

十七日　中労協を会社から打ち切る

十八日　公然と肩たたきすることを宣言する

臨時中央委開催「一時金闘争をタナ上げにして合理化白紙撤回まで闘う」ことを確認

終業前一Hスト

九時から正午まで三H

二十六日　正午で希望退職を締切る

二十七日　一〇六〇名が提出

三十日　朝一斉に指名解雇通告約三〇名

十一月一日　内容証明付解雇通告を出す

二日　スト権に対する干渉を露骨に行なう

四日　皆名解雇被通告者が希望退職に切りかえる期限

六日

八日

九日

十日　始業時から正午まで全職場一Hづつのリレースト

十三日　午後始業時から一Hのスト

十六日　「指名解雇撤回のための」スト権投票」を指示

十七日　地方支部及び分会で東京三支部でスト権投票

開催不成立

中闘会議

〃　指方針発表

闘を認め

退職金の解雇を引き上げ

と就職あっせん

臨時職場大会意向集約

団交条件引き上げ

終結団交等を要求

解除宣言集約、闘争態勢

二十日　解雇日

二十一日　沖電気の不当解雇を撤回させる会を結成（六十四名）就労闘争をはじめる。

—沖電気不当解雇撤回のうた—

こぶしの防波堤

作詞　中島修一
作曲

Dm　Bb　Gm　A

はたらくのを　ふみにじる
ほこりわせな　ふみにじる
さやかなくらしも　ふみにじる

Gm　Dm　Dm　A7　Dm　Dm　Bb　A7　Dm

カイコつうこく　いちまいに
もえるいかりが　わきあがる
あついなみだが　あふれでる
たたかうゆうきが　わきあがる

Dm　Bb　Gm　C7　F　Gm　A

くびきりゆるすなと　シュプレヒコールが　ひびき
やめんでがんばれと　くにのーたよりも　とどき
ビラまくこのてーに　なかまのあいさつ　とこめて

F　Am　Dm　Gm　G7　C7

しょくばにもどる　けついをかため
まけるもんかと　はげましあっ　てし
しょうりをむかえる　そのひを　めざ

F　Am　Bb　Gm

こうつよく
しばらうなみり
しあくびき

C7　F　C7　F

こんじょうの
くいとめろ
はねかえす
こぶしのぼうはてい

(3番)　D.S

—沖電気不当解雇撤回のうた—

決意はかたく

詞・曲　高屋修

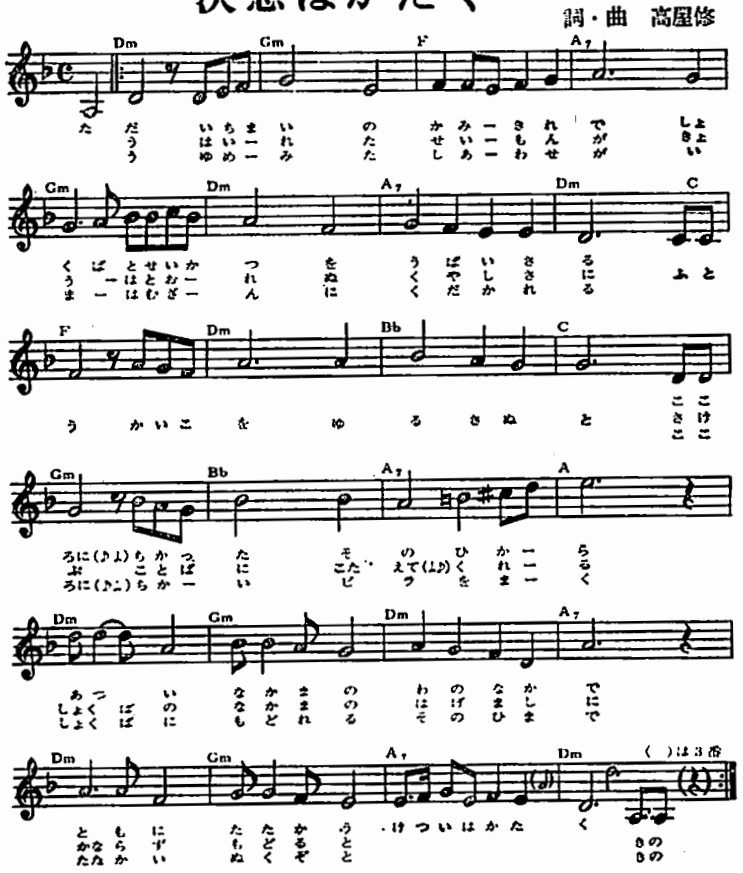

闘いの発展のために＝あとがきにかえて＝

労働組合が十一月二十日に闘争体制を解除し、残業拒否も解くともう翌日から一斉に残業が始まりました。余剰人員とはどこの会社の話か、と職場で話題になっています。無茶苦茶な人べらしのために生産は混乱し、労働者もピリピリしています。年末一時金も一・五ケ月そこそこで、寒いお正月になりそうです。

閉鎖を予定されている品川工場では配転の計画が進められ、おれはどうなるんだろう、というのが最大の関心事です。

「撤回させる会」が発足して、まだ十日あまりですが、寄せられる支援の広がりは大変なもので、お陰さまで活動の拠点となる事務所も形をととのえ、闘いを継続し発展させる基礎もだんだんできてきました。しかし何しろ六十四人という大世帯であり、年の瀬をひかえて生活の問題も全く未解決であり、益々たくさんの方の御支援をお願いしながら闘いを進めなければなりません。

解雇されて始めての日曜日、十一月二十六日、会の一員である金子郁人君が結婚式をあげました。前々から予定していたのですが、解雇通告されてどうしようか悩んだものの、新婦の協力もあってめでたくゴールイン。東田さん、相原さん、加藤さんは出産をひかえています。闘いの中にも次の世代は育っていきます。

このパンフレットはとり急ぎまとめたので不充分な点も多いかと思いますが、わたし達と同じように人べらし合理化と闘っている方々の闘いに少しでも御参考になればさいわいです。

最後にこのパンフレットを読まれたすべての方々に、わたし達の闘いへの御理解と力づよい御支援を心から訴えます。